

## 第 6 回大田市農業委員会総会議事録

1、日 時 平成 30 年 6 月 25 日 (月) 13 : 30 開会  
14 : 16 閉会

2、場 所 大田市役所 2階 第2会議室

3、出席委員 (17名)

1 番	杉本勝徳	2 番	古志泰博	3 番	森脇公二郎
4 番	竹下正也	5 番	奥 雅守	6 番	武田廣司
7 番	福田佳代子	8 番	戸嶋総一	9 番	坂根 正
10 番	田原洋司	11 番	岩谷洋司	12 番	戸島長四郎
13 番	落合政顕	14 番	大谷成志	15 番	漆谷幸男
16 番	三谷 薫	17 番	山下 傳		

4、欠席委員 (0名)

5、提出議題

議案第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について

議案第 6 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の見直しについて

6、その他

(1)「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

(2) 平成 29 年度農地利用状況調査における非農地判断について

(3) 平成 30 年田畑売買価格等に関する調査の実施について

(4) 市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修大会について

(5) 平成 30 年 4 月 9 日発生の大田市東部を震源とする地震について

て

- ・各地区の農業関係被害の情報
- ・被害を受けた農業関係者からの要望
- ・大田市農業委員会としての対応等

(6) 専門委員会について

- ・地域農業研究委員会（2階第2会議室）
- ・情報調査研究委員会（4階会議室）

7、出席職員

本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	事務局次長	長谷卓治
	係長	白石利伸
	主任	三島貴子

## 議 事

局 長 定刻となりましたので、第6回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のご挨拶をいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第6回総会を開会いたします。  
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 出席委員数の確認をいたします。

只今の出席は、全員でありますので、総会は成立しております。直ちに、本日の会議を開きます。

始めに、本日の議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、12番戸島委員、13番落合委員の両名を指名いたします。

議事に入る前に、事務局より月間報告をお願いします。

局 長 それでは報告いたします。5月総会から本日までの経過報告です。

5月24日(木)、大田市農業再生協議会総会が、石見銀山地区本部で開催され、田原会長が出席されております。

5月28日(月)、島根県農業会議会長研修会が松江市で開催され、田原会長が出席されております。

6月11日(月)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され田原会長が出席されております。

6月19日(火)、6月の運営委員会を市役所で開催しました。

本日6月25日(月)、第6回農業委員会総会を開催しております。

また、本日総会の終了後、大田市農林業振興協議会総会が市役所で開催され、田原会長が出席の予定となっております。今後の予定です。

6月29日(金)、島根県農業会議通常総会と研修会が松江市で開催されます。

7月10日(火)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催されます。

7月13日(金)、農地利用状況調査及び道の駅研修会を開

催予定としております。

7月中旬に運営委員会を市役所で開催予定としております。

7月23日(月)、第7回総会を市役所で開催予定としております。報告事項につきましては、以上です。

議長 それではこれより、議事に入ります。

ここで、報告第1号から議案第4号については、農地法関連の事件であり、会議規則第6条第2項の規定により、議長を17番の山下職務代理に指名します。

議長 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。資料の2ページでございますが、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について事務局の説明をお願いいたします。

係長 議案第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定につきまして、今回は1件でございます。

本案件につきましては、農地法施行規則第17条第2項の適用における空き家付き農地にかかる下限面積について、地番指定を行うものでございます。

番号1番、仁摩町関係でございます。

指定を受ける農地は、仁摩町仁万〇〇〇番〇、畑、209㎡でございます。

国道9号線と主要地方道仁摩邑南線の交差点から西、海の方角に約50mの仁摩邑南線沿い北側に、空き家バンク登録された空き家があります。その空き家の北側、家の裏手に申請農地がございます。市役所仁摩支所から9号線を挟んで西に約200mの所に位置しております。

申請者は、相続により当該空き家と申請地を取得しましたが、

県外に居住しているため、平成28年11月8日に空き家バンクに登録されました。その住宅と一体的に処分できるように地番指定を受けるものでございます。

農地の状況につきましては、担当農業委員と同行し現地確認を行いました。近所の方が作付しておられたのか、菜園のような痕跡がございましたが、効率的な利用がなされていないということで、2号遊休農地という判断をいたしております。また、周辺農地に支障を生じないことも確認いたしております。

この地番指定についてご承認いただきますと、決裁処理を

行い、本日付けをもって告示する予定でございますが、今回は次の議案第2号の3条許可申請で、この農地の売買についてもご審議いただくことになっております。

以上でございます。

議 長 それでは、担当委員さんの現地確認の報告をお願いします。  
(代理)

5 番 先般、事務局職員、推進委員と現地の確認を行いました。申請地は、空き家の裏手にありまして、遊休農地でした。周辺農地に支障をきたさない農地ですので、問題ないと思います。

異議はありません。

議 長 担当地区の委員さんの調査結果の報告は異議なしというこ  
(代理) とですが皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること  
(代理) とし、本日付けをもって、指定地番の事務処理を行うことといたします。

次に議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請につきましては、3件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番 仁摩町でございます。

本案件は、先ほど議案第1号でご承認いただいた、農地法施行規則第17条第2項における「空き家付き農地指定地番」の所有権移転に係るものであります。申請地、仁万〇〇〇番〇、209㎡の所在は、議案1号のとおりでございます。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、平成28年11月8日に「空き家バンク」への登録が行われました。この度、譲渡人の家屋等を取得し、当該地域に居住する譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、家屋に隣接する当該農地を譲り受け、管理・耕

作を行っていくものであります。

番号2番 仁摩町でございます。

申請地、大国〇〇〇〇番〇外10筆、合計9,162㎡は、大国まちづくりセンターの南約220～780m、市道草木原冠線の沿線に位置しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、平成29年8月2日に「空き家バンク」への登録が行われました。この度、譲渡人の家屋等を取得し、当該地域に居住する譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、取得予定の家屋に隣接ないしは、程近い当該農地を譲り受け、農業経営を行っていくものであります。

番号3番 温泉津町でございます。

申請地、上村〇〇〇番、〇〇〇番、合計2,943㎡は、上村会館の南約500～650m市道「上村東線」の西側に位置しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、この度、知人である譲受人へ当該農地を譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。以上でございます。

議長 (代理) それでは、整理番号順に担当委員さんの方から、地域との調和要件を踏まえ、現地調査の結果報告をお願いします。

5番 1番ですけれども、先程議案第1号に出ました通りでございます。畑では野菜を作られていると聞いております。

次2番ですけれども、先日推進委員さんと現地確認また説明をお聞きいたしました。現在両親と大国に住んでおられますけれども、手狭になったということで、空き家バンクを買われ、こちらに住まわれるということですが、両親も農業をされておられますし、調和要件も問題ありませんので、異議はありません。

12番 現地に行きましたが、畑に果樹が植えてありました。周りも果樹畑が多く問題ありません。異議はございません。

議長 (代理) 担当地区の委員さんの調査結果の報告は異議なしというのですが皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議長 (代理) 異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、おって許可書を交付することといたします。

次に議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

番号1番 長久町でございます。

申請地、長久イ〇〇〇番〇、377㎡は、中島自治会館の北西約90m、市道「中島6号線」の南側、申請者の自宅の北側に隣接しております。

農地区分は都市計画用途地域の「第一種住居地域」であることから第3種農地となります。第3種農地の転用は原則許可となっております。

申請地には、申請者の亡き父が昭和21年に牛舎を新築し、昭和51年にこの牛舎を物置に改造・増築し、併せて物置を1棟新築していたものであり、追認案件でございます。なお、本申請に併せて「顛末書」及び森山用水組合の「同意書」が添付されております。以上でございます。

議 長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告（代理）をお願いします。

9 番 次の議案第4号、番号3にも出てきますけれども、娘さん夫婦の建物を増築するというので、併せまして、物置と駐車場を整備することで調べたら、こういうことが判明したということです。

3種農地ということで、異議はございません。

議 長 担当地区の委員さんの調査結果の報告は異議なしということですが皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

（異議なしの声多数）

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること（代理）とし、おって許可書を交付することといたします。

次に議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、4件でございます。

番号1番 大田町でございます。

申請地、大田イ〇〇〇番〇、1,506㎡は、大田市立中央図書館の北西、市道「雪見山崎線」の南南東に隣接しております。

農地区分は都市計画用途地域の「第一種住居地域」及び「第

二種住居地域」であることから第3種農地となります。第3種農地の転用は原則許可となっております。

譲受人は、土木建築請負業・不動産業などを営む株式会社堀工務店であり、宅地建物取引業者免許証を有しております。この度、当該農地を譲り受け、5区画の宅地造成を行うものであります。

番号2番 鳥井町でございます。

申請地、鳥井〇〇〇番、1,165㎡は、大田市立鳥井保育園の南南西約170m、市道「菰山線」の南西側に隣接しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

賃借人は、太陽光発電事業を行うにあたり適地を探していたところ、農地の管理に苦慮していた賃貸人より、この度、申請地を借り受け、太陽光発電設備を整備するものであります。

賃貸借の期間は20年であります。

番号3番 長久町でございます。

申請地、長久イ〇〇〇番〇、201㎡は、中島自治会館の北西約60m、市道「中島6号線」の南側に位置し、申請者の自宅の東側に隣接しております。貸付人は先ほどの議案第3号番号1番の申請者と同一人であります。

農地区分は、都市計画用途地域の「第一種住居地域」であることから第3種農地となります。第3種農地の転用は原則許可となっております。

借受人は、貸付人の養子であります。現在申請地に隣接する養父母宅で同居しておりますが、子の成長により手狭となったため、この度養父名義の申請地を借り受け、個人住宅を新築するものであります。

なお、本申請に併せて森山用水組合の「同意書」が添付されております。

番号4番 長久町でございます。

申請地、延里〇〇〇番〇、135㎡は、市道「延里稲用線」「大井後橋」南詰めの南東約200m、県道「久利静間停車場線」の南側、「延屋農道」の北側に位置しており譲受人の自宅の南西側に隣接しております。



農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

譲受人は、自宅の敷地における駐車スペースが狭いため、この度、自宅に隣接する申請地を譲り受け、自家用及び来客用の駐車場を整備するものであります。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告  
(代理)をお願いします。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の報告を  
(代理)をお願いします。整理番号1番は、私の担当地域でございます  
て、場所は市立図書館の後ろ、三瓶川と土手に挟まれた土地  
でして、推進委員さんとも協議しましたが、3種農地という  
ことで、異議なしということでございます。

続いて、整理番号2番の担当委員さんをお願いします。

16番 本件は、先程事務局から説明がございましたが、〇〇〇〇  
さんが、〇〇〇〇さんの畑、鳥井町に太陽光を設置したいの  
で、賃借をお願いされているものでございます。

現地確認をいたしました。現地は丘陵地の畑でございます  
て、遊休農地です。周辺も畑でほぼ遊休農地となっております  
。再生可能エネルギーの太陽光発電設備でして、周辺農  
地への影響はないと認めましたので、異議はございません。

議長 はい。次をお願いします。  
(代理)

9番 先程議案3号で出ました恒松さんの娘夫婦が同居されるに  
あたって、隣接地に増築をされるということで、〇〇用水組  
合から同意書も取られておりますし、3種農地でもあります  
し、異議はございません。

続いて4番ですが、この〇〇さんと〇〇さんにお会いし話  
を聞きまして、おじいさんの代から、この土地をお互いに貸  
し合いをしていたということで、それで今現在〇〇さん母屋  
を建てられているところは、土地が〇〇さんで、その下で〇  
〇さんが使っておられるところが自分のところだったという  
ことで、その当時から、その隣接した畑というのを土江さん  
が使っておられたようです。駐車場にされる土地の周辺に、

田んぼもありませんし、休耕地がほとんどですので、駐車場にされたとしても、問題はないようです。異議はございません。

議長 担当地区の委員さんの調査結果の報告は異議なしということ（代理）とですが皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

（異議なしの声多数）

議長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること（代理）とし、おって許可書を交付することといたします。

以上で農地法関連の審議を終わります。

議長 それでは、引き続き議案第5号に移ります。

（会長） 議案第5号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について、農林水産課より説明をお願いします。

主任 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定及び中間管理権についてご説明します。

ここで議案の修正をお願いします。

緑色の表紙、利用権設定の3ページ目、大田町の整理番号1番から4番の4筆につきまして、利用権設定の期間が6年となっているんですけど、こちらを3年にしていただきまして、それに伴って、利用権設定の終期を、平成36年から平成33年に修正をお願いします。

それでは、平成30年7月5日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

大田町、田9,786㎡、畑3,236㎡、筆数4、設定する者1名、設定を受ける者1名。

川合町、田3,948㎡、筆数4、設定する者2名、設定を受ける者1名。

富山町、田4,771㎡、筆数5、設定する者2名、設定を受ける者2名。

久利町、田3,022㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

温泉津町、田9,620㎡、筆数5、設定する者2名、設定を受ける者2名。

合計、田31,147㎡、畑3,236㎡、筆数19、設定する者8名、設定を受ける者7名。

利用権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

川合町、田3,167㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

鳥井町、田2,837㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計、田6,004㎡、筆数3、設定する者2名、設定を受ける者1名。

以上ご審議よろしくお願します。

議 長 只今説明がございましたけれど、まず始めに農用地利用集積計画による利用権について進めたいと思います。

担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

まず始めに、大田町からお願いいたします。

17番 ○○さんはですね、4、5年前に旦那さんを亡くされて、地域での担い手さんだったんですけども、少し農業が困難だということで、富山なんですけども、大田と富山の境界に住んでおられるその近くの○○さんが耕作をされるということで、推進委員さんとも協議しましたが、異議なしということでした。ただ、農林水産課から訂正のありました利用権設定期間ですけども、富山町の竹下委員さんから先程お聞きしたんですが、借りる予定の土地の畦畔が、この度の地震で被害を受けたところがあるので、そのあたりを修理するということもあったりして、3年でとりあえず対応したいという情報が入りまして、急遽訂正をしてもらったということですが、出し手、受け手に対しての問題はないと判断しております。以上です。

議 長 続いて川合町お願いします。

3番 1番から4番まで、いずれも○○○○さんがやられますが、作っていただくということになったそうです。

4番目の○○さんの分ですが、ここで○○○○さんが今年から苗を作るようにしたということで借り受けたということで、問題はないと判断しました。

続いて富山町お願いします。

4番 1番から4番までの○○さんから○○さんへのこれは、再設定ですので、異議はございません。

それから5番ですけど、○○さんも1年放っておられた田

なんですけど、それを〇〇さんが一番近くの田なので作るということで、これも問題ないと思います。

議 長 続いて久利町お願いします。

1 番 こちらの在住してない方の土地であり、再設定ということでもあり、異議はございません。

議 長 続いて温泉津町福光お願いします。

1 2 番 1 番の〇〇さんが高齢で〇〇さんにお問い合わせされるということで、〇〇さんも担い手ですので異議はございません。

次に、2、3、4 〇〇さんも高齢で、〇〇さんにお問い合わせされるということで異議はございません。

5 番は〇〇さんの奥さんがやられるということで、異議はございません。

議 長 全ての委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議なしということで、承認とさせていただきます。

続いて黄色の表紙、農地中間管理権に移ります。

こちらの方もそれぞれ担当地区の委員さんの調査結果の報告をお願いします。

川合町お願いします。

3 番 利用権を設定する人、〇〇〇〇さんですが、訪ねて聞きましたところ、去年までずっと休んでいたということです。

〇〇〇〇さんが、今年から作るということになっているそうです。

議 長 続いて鳥井町お願いします。

1 6 番 利用権設定される方、〇〇〇〇さんが、今まで稲作を委託されていたようですが、慢性的に水不足のは場です、稲作が不適なために、畑に転換して活用していただくということになったようです。宅和ブドウ園さんがハウスを設置してブドウを作付されるようです。

異議はございません。

議 長 それぞれ担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

異議なしということで、中間管理権の方も承認とさせていただきます。

続いて議案第6号に移ります。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の見直しについて事務局の説明をお願いします。

係長 議案第6号 農地法第3条第2項第5条の規定による別段面積の見直しについて、説明いたします。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等の際、取得後の耕作の事業に供すべき面積、下限面積は、都府県では50aとなっております。本市におきましては、農林業センサスの結果等に基づき、下限面積の別段面積を設定しております。最近の変更で言いますと、平成28年7月25日付けの告示により、現在の下限面積となっております。

下限別段面積については、「農業委員会の適正な事務実施について」という通知に基づきまして、毎年農業委員会で検討することになっております。お手元に、大田市農業委員会が定める「別段の面積」(案)を配付させていただいておりますが、内容は現行の下限面積と変更がない面積でございます。また、見直し一覧表(案)という表もお配りしておりますが、これがブロック単位での設定の検討の際に使用した資料でございます。

議案として提案した案は、先月の情報調査研究委員会、今月の運営委員会において協議した結果でございますので、山下代理から経過等の報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

17番 農業委員会の活動体制もこの2月からブロック単位ということで広域化にすすんでいるということで、この際そのような捉まえ方でブロック単位で下限面積を設定してはどうかということで5月の専門委員会で検討させていただきました。この表の右から4つ目、ブロック単位にした場合、現行とプラスになるのか、マイナスになるのかということ三角表示と赤表示で示しております、例えば真ん中辺の三瓶、山口なんですけども、現行が三瓶町が30、山口町が40になっております。それをブロック単位で2つにしますと、山口町に引っ張られて、三瓶町も40になるという現象があらこちらで出てきておりました、専門委員会の委員さんからも少しプラスになるものが具合が悪いんじゃないかというご意見が多数ありました。

従いまして、そのような状況を運営委員会でも協議しましたけども、結論から申し上げますと現行通り30年度は29年度で設定をした別段面積を踏襲する方向がベターではないかというご意見が多数でございましたので、報告をいたします。

議長 只今事務局より、また、情報調査委員会の山下代理からも報告がございました。別段面積の見直しにつきまして、今回はセンサスの数字が変わっておりませんので、ブロック単位で見直しをしてはどうかということで、検討してみたところ、先程のような説明なことがあって、現行通り変更なしとしてはどうかということでございますけども、皆さん方の方から、何かご質問、ご意見はありますか。

2番 今も、別段面積が現実とまちあってないと思うんですね。営農組合で利用権設定しているところなんかは、農家数はこれ入ってますよね。だけど、経営はしてない訳だから、田んぼ持ってる者の数と面積で割ってやるというのは意味が無くなってきていると思うんですね。特に三瓶町野城なんかはもう〇〇〇〇に一本化されてますし、多根についても、〇〇〇〇〇〇が約70%押さえておられますし、あと、田向とか、小豆原が個別に集落営農作れずにやっているという形になっているので、別段面積にしたって、なんの意味があるんだろうかって思います。

大田市一本で30なり、40なりした方が、道路状況も良くなっているんで、通勤農業している人も結構おられるので、古い町別毎で2反だ3反だと議論するよりも、1本か2本にするぐらいの基本的な考え方でやった方がいいじゃないかという気がしているのですが。

17番 おっしゃるように、今回農業委員会の体制がブロック中心の活動を展開しようという形になっていますので、それを機会にと思ったんですけども、先程質問した形になっています。

できれば、合併前の町村、大田、仁摩、温泉津、最低でも3つくらいに区分した設定でもいいんじゃないかと私自身は思っているんですけど、確かに当初の国の考え方というのは、今程機械の広範囲な移動などは想定していないような発想の中で、下限面積を設定したということもあったようなので、

古志委員が指摘されるように、稼働範囲が広がっていることなので、確かにそのことは十分言えることだと思っています。

現時点で専門委員会なり、運営委員会での検討結果では、次回の見直しの時にバックデータの見直しと併せて、その範囲も再検討しましょうということで、とりあえず、29年度、30年度は踏襲をした方がいいんじゃないかという結論であったということです。

2番 了解しました。

議長 他にございますか。

ないようですので、平成30年度も、別段面積、下限面積については、前年度と変更なしということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

係長 それでは、今回の検討においては、現行の下限別段面積を変更しないのご承認をいただきましたので、変更しない理由等について、大田市のホームページで公表することといたします。

なお、告示につきましては、面積に変更が生じた場合のみとなっております。よって、今回告示は行いませんので申し添えます。以上でございます。

議長 それでは、別段面積の見直しも変更なしということで承認されました。

以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成30年6月25日

会 長  
(議事録署名委員)

12 番

13 番